

別表六（四）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）、第81条の15第1項から第3項まで（連結事業年度における外国税額の控除）若しくは第144条の2第1項から第3項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、その事業年度又は連結事業年度において納付した外国法人税（法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の額及びその外国法人税とみなされたものの額について記載します。

ただし、令第142条の2第5項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）（令第195条第4項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）において準用する場合を含みます。）に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額又は令第142条の2第7項各号若しくは第8項各号、令第155条の27第5項各号若しくは第6項各号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）若しくは第195条第5項各号に掲げる外国法人税の額については、記載しません。この場合、控除対象外国法人税額若しくは個別控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類その他規則第29条の3第1項各号若しくは第37条の6第1項各号（外国税額控除を受けるための書類）又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条（みなし外国税額の控除の申告手続等）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「21」、「22」、「24」、「25」、「27」及び「28」の各欄の括弧書並びに「29」から「32」までの各欄を除き、その外国法人税を課す国又は地域における通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 「課税標準7」及び「課税標準13」には、その外国法人税を課す国又は地域において課税標準とされた金額を記載します。

4 「納付外国法人税額」の各欄は、当期において納付すべきことが確定した外国法人税額について記載し

ます。

なお、既に課された外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、「23」から「25」までの各欄についても記載してください。

5 「みなし納付外国法人税額」の各欄は、租税条約において定めるところにより当期において納付したとみなされる外国法人税額を計算する場合に記載します。

なお、既に課された外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、「26」から「28」までの各欄についても記載してください。

6 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（（7）又は（13）×35%と（19）のうち少ない金額）20」は、次により記載します。

(1) 「12」から「18」までの各欄の記載がない場合には「又は（13）」を消し、当該各欄の記載がある場合には「（7）又は」を消します。

(2) 控除対象外国法人税の額（法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）又は個別控除対象外国法人税の額（法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいいます。以下同じ。）が増額又は減額された場合には、次により記載します。

イ 平成元年4月1日前に開始した事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額が同日以後に開始する事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合には、「（（7）又は（13）×35%と」及び「うち少ない」を消します。

ロ 平成24年4月1日前に開始した事業年度（平成元年4月1日以後に開始した事業年度に限りません。）又は連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成24年4月1日前に開始した連結事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額が、同日以後に開始する事業年度又は連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度において増額又は減額された場合には「35%」とあるのは、「50%」として記載します。

7 「21」、「22」、「24」、「25」、「27」及び「28」の各欄の括弧内には、その本書の金額の円換算額を記載します。